

第1回 たつの市総合計画審議会 一次第一

日 時 平成 28 年 6 月 9 日 (木) 13時30分～

場 所 たつの市はつらつセンター多目的ホール

1 開会 (市長挨拶)

2 委嘱状の交付及び委員の紹介

3 協議・報告事項

(1) 市政ビデオの放映

(2) 会長及び副会長の選任

(3) 第2次たつの市総合計画の策定スケジュールについて

(4) 第2次たつの市総合計画の全体構成・基本方針・基本構想 (案) について

(5) 第2次たつの市総合計画基本計画 (案) について

4 その他 ー 次回 第2回たつの市総合計画審議会ー

開催日：平成 28 年 7 月 25 日 (月) 13時30分～

場 所：たつの市役所分庁舎ホール

5 閉会

たつの市総合計画審議会条例

平成17年10月 1 日
条例第13号

(設置)

第1条 たつの市の総合計画を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、たつの市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の基本構想及び基本計画について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 各種団体の推薦する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係機関の職員

(任期等)

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第1号から第4号までの規定により委嘱された委員が当該各号の身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

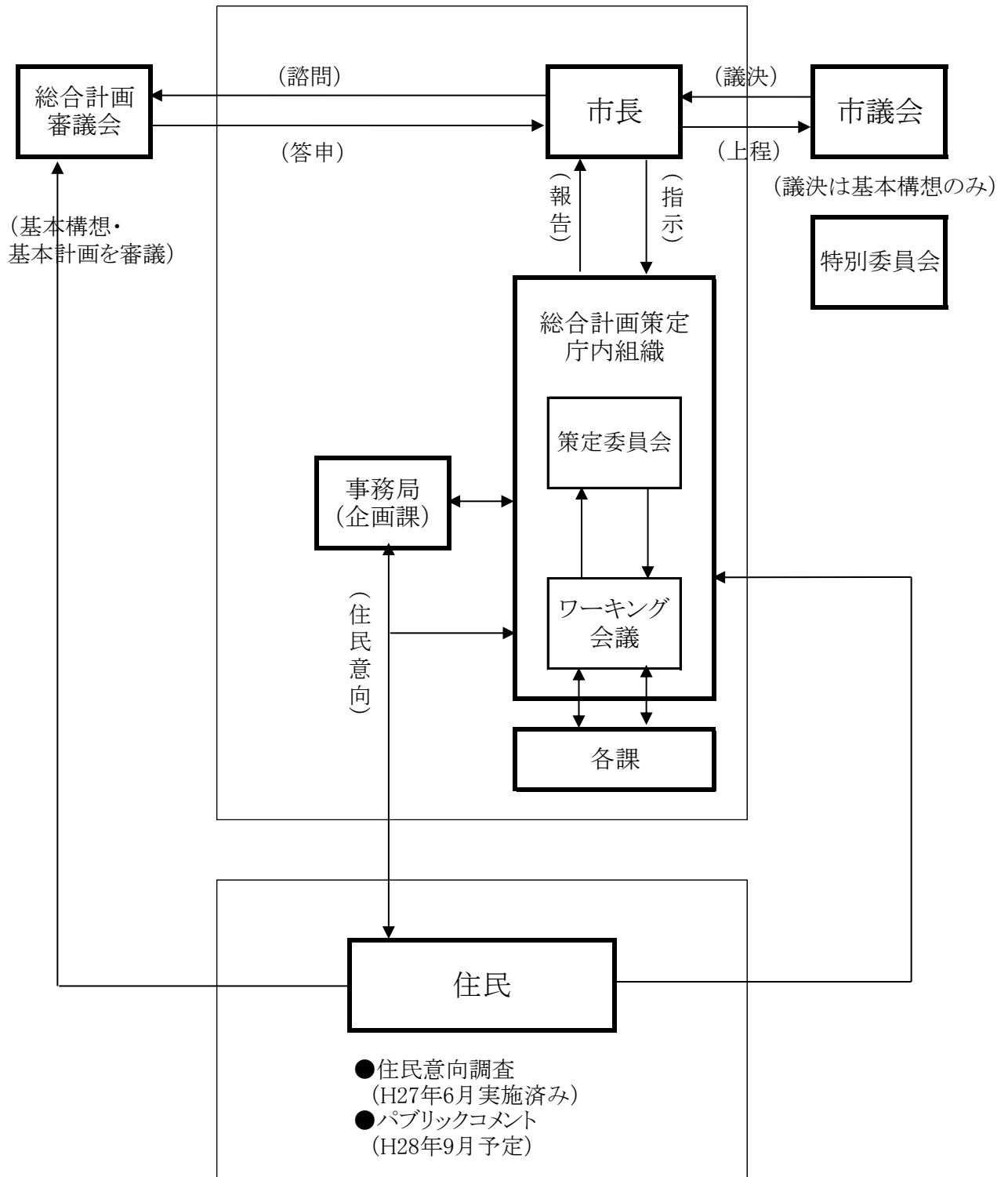
この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

たつの市総合計画審議会委員名簿

氏 名	条例上の区分	所属団体・役職等	摘要
木 南 裕 樹	市 議 会 の 議 員	たつの市議会議員	
高 岸 博 之		たつの市議会議員	
三 木 浩 一		たつの市議会議員	
横 田 勉		たつの市議会議員	
湯 本 浩 一	市 教 育 委 員 会 の 委 員	たつの市教育委員会委員長	
橋 本 正 弘	市 農 業 委 員 会 の 委 員	たつの市農業委員会会長	
徳 永 耕 造	各 種 団 体 の 推 薦 す る 者	たつの市連合自治会会長	
金 輪 学		たつの市連合自治会副会長	
圓 尾 初 彦		たつの市連合自治会副会長	
都 倉 良 太		たつの市連合自治会副会長	
岸 本 泰 子		たつの市連合婦人会会長	
常 城 眞 弓		たつの市連合婦人会副会長	
重 本 文 夫		たつの市老人クラブ連合会会長	
井 上 喜 通		たつの市・揖保郡医師会会長	
井 川 進		たつの市社会福祉協議会会長	
井 上 猛		龍野商工会議所副会頭	
緒 方 義 則		たつの市商工会会長	
松 本 靖 吾		龍野青年会議所直前理事長	
宮 武 光 則		たつの市文化協会連合会会長	
久保田 達 郎		たつの市体育協会理事長	
山 田 好 則		たつの市消防団団長	
木 南 義 孝		たつの市民生委員児童委員連合会会長	
飯 田 健 人		たつの市観光協会副会長	
船 引 宗 俊		たつの市連合PTA協議会	
佐 竹 隆 幸	学 識 経 験 を 有 す る 者	関西学院大学教授 兵庫県立大学名誉教授	
早 金 孝	関 係 機 関 の 職 員	西播磨県民局局長	
大 橋 秀 隆		龍野健康福祉事務所所長	
山 下 成 和		西播磨タイムス編集長	

※職名は、委員委嘱時点（平成 28 年 6 月 9 日）

第2次たつの市総合計画 策定フロー



第2次たつの市総合計画策定スケジュール

区分	内 容	平成28年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市議会	総合計画審議会委員の議員選出												
	特別委員会で審議												
	第2次総合計画基本構想議決												
総合計画審議会	総合計画審議会設置（委員確定）												
	第1回総合計画審議会（基本構想案等審議）（6/9）												
	第2回総合計画審議会（基本計画案等審議）（7/25）												
	第3回総合計画審議会（基本構想・基本計画案等審議）												
	第4回総合計画審議会（最終協議）												
	総合計画審議会市長答申												
策定委員会	策定委員会設置（委員確定）												
	第1回策定委員会（基本構想案等審議）（5/31）												
	第2回策定委員会（基本計画案等審議）												
	第3回策定委員会（基本構想・基本計画案等審議）												
	第4回策定委員会（最終調整・決定）												
企画課	基本構想素案の検討												
	基本計画素案の検討												
	第2次総合計画策定業務												
	第2次総合計画基本構想案を上程												
	第2次総合計画印刷												
WG会議	ワーキング会議設置（メンバー確定）												
	基本計画検証												
	基本計画案作成												
	基本計画最終調整												
市民	パブリックコメント												

第2次たつの市総合計画の全体構成

第 1 次	第 2 次
第1編 序論 第1章 計画の概要 ○策定の目的 ○計画の役割 ○計画の構成 第2章 計画の背景 ○市域の姿 ○社会経済状況 ○市民意識調査	第1編 序論 第1章 計画の概要 ○策定の趣旨 ○計画の役割 ○計画の構成と期間 <u>○その他計画等との関連性</u> <u>○計画の進行管理</u> 第2章 計画の背景 <u>○地域特性</u> <u>○社会の潮流</u> <u>○取組状況と今後の課題</u> <u>○市民からみた たつの市の状況</u>
第2編 基本構想 第1章 まちづくりの将来像 自然と歴史と先端科学技術が調和し 一人ひとりが輝くまち 第2章 まちづくりの基本方針 1 自然と調和した快適で安心な環境づくり 2 健やかに暮らせる福祉コミュニティづくり 3 未来を担い文化を育む人づくり 4 地域を支え世界に羽ばたく産業づくり 5 活力あふれる交流と連携のまちづくり 第3章 人口構造 第4章 土地利用の基本構想 第5章 施策の大綱 1 自然と調和した快適で安心な環境づくり 2 健やかに暮らせる福祉コミュニティづくり 3 未来を担い文化を育む人づくり 4 地域を支え世界に羽ばたく産業づくり 5 活力あふれる交流と連携のまちづくり	第2編 基本構想 第1章 まちづくりの将来像 <u>みんなで創る 快適実感都市「たつの」</u> 第2章 まちづくりの基本目標 <u>1 安全・安心なまちづくりへの挑戦</u> <u>2 やすらぎづくりへの挑戦</u> <u>3 ひとづくりへの挑戦</u> <u>4 にぎわいづくりへの挑戦</u> <u>5 ふるさとづくりへの挑戦</u> 第3章 <u>将来人口の見通しと財政運営の基本的方向</u> 第4章 土地利用の基本構想 第5章 施策の大綱 <u>1 安全・安心なまちづくりへの挑戦</u> <u>2 やすらぎづくりへの挑戦</u> <u>3 ひとづくりへの挑戦</u> <u>4 にぎわいづくりへの挑戦</u> <u>5 ふるさとづくりへの挑戦</u> <u>まちづくりの将来像・政策・施策目標関連表</u> <u>第6章 総合計画の推進に向けて</u>
第3編 基本計画 ○実施状況と課題 ○基本方針 ○施策の展開	第3編 基本計画 <u>(まちづくり推進編)</u> ○実施状況と課題 ○基本方針 <u>○まちづくりの指標</u> ○施策の内容 <u>○各主体（市民・団体・事業者等）が取り組むこと、期待する役割</u> <u>○関連する計画</u> 〃 基本計画 <u>(計画等推進編)</u> ○たつの市まち未来創生戦略 ○たつの市行政改革大綱 ○たつの市公共施設等総合管理計画 ○たつの市人材育成基本方針

※赤字箇所が第1次と第2次との変更・追加項目

第1次 たつの市総合計画

まちづくりの将来像

自然と歴史と先端科学技術が調和し
一人ひとりが輝くまち

まちづくり基本方針

- | | | |
|-----|---------------------|-----------|
| 第1章 | 自然と調和した快適で安心な環境づくり | 安全・安心 |
| 第2章 | 健やかに暮らせる福祉コミュニティづくり | 福祉 |
| 第3章 | 未来を担い文化を育む人づくり | 教育・文化 |
| 第4章 | 地域を支え世界に羽ばたく産業づくり | 産業・観光 |
| 第5章 | 活力あふれる交流と連携のまちづくり | 都市基盤・住民参画 |

第2次 たつの市総合計画

まちづくりの将来像

みんなで創る 快適実感都市「たつの」

まちづくり基本方針

- | | | |
|-----|-----------------|------------------------------|
| 第1章 | 安全・安心なまちづくりへの挑戦 | 自然を守り だれもが安全に安心して住み続けたいくなるまち |
| 第2章 | やすらぎづくりへの挑戦 | 子育てにやさしく すべての市民が健やかに暮らせるまち |
| 第3章 | ひとづくりへの挑戦 | 学都たつのの輝きと 歴史・文化が薫るまち |
| 第4章 | にぎわいづくりへの挑戦 | 新たな地域産業の創出と 観光立市を目指すにぎわいのまち |
| 第5章 | ふるさとづくりへの挑戦 | 市民や地域と協働し 地域力があふれるまち |

第2次総合計画の構成

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
基本構想										
基本計画										
実施計画	前期基本計画									
	後期基本計画									
	3年ローリング・毎年見直し									
	第1次									
	第2次									
	第3次									
	第4次									
	第5次									
							第6次			
								第7次		
									第8次	

たつの市まち未来創生戦略

基本理念

「ふるさと たつの」に新たな息吹を吹き込み
”光り輝く未来”を創る

基本目標

- 雇用創生 ～新経済戦略によりしごとを創出する～
- 人口還流 ～定住促進・観光振興により「たつのファン」をつくる～
- 若者未来 ～若者応援戦略により希望を叶える～
- 地域活力 ～まち賑わい戦略により活力ある地域をつくる～

第1編 序論

第1章 計画の概要

策定の趣旨や計画の役割、構成・期間、まち未来創生戦略等の他計画との関連性など、計画の概要について記載するとともに、今後の進行管理の方向性について示します。

第2章 計画の背景

本市の地域特性や社会全体の潮流等の、計画の前提条件となる状況のとりまとめや、第1次計画の取り組み状況と第2次計画に向けた課題、市民アンケートからのニーズ等について示します。

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの将来像

本市独自の魅力やまちづくりの方向性について、市民と行政など、これからのまちづくりの主体が共有できる本市のまちづくりの将来像として、まちの将来像や根幹となる考え方を示すまちづくりの理念を示します。

第2章 まちづくりの基本目標

まちづくりの将来像を実現するための分野別の目標として、5つの柱に基づき、次の10年に向けた「挑戦」の方向を示します。

第3章 将来人口の見通しと財政運営の基本的方向

まちづくりの基本となる人口の想定について、人口ビジョンとの整合を図りながら、将来人口の見通しを示します。また、健全財政を堅持していく上で、今後の財政運営の基本的な考え方、方向性を示します。

第4章 土地利用の基本構想

土地利用の方針や、これからの都市構造のあり方や、拠点や軸、ゾーン別の考え方について示します。（都市計画マスタープランとの整合）

第5章 施策の大綱

基本目標ごとに、まちづくりの将来像を実現するために各分野の施策において取り組むべき方向性を示します。

第6章 総合計画の推進に向けて

まちづくりや行政運営全般に関わる個別計画や指針等を基本計画に位置付け、総合計画の推進、適切な進行管理につなげます。

基本計画の構成・策定内容について

1	「章」及び「節」については、下表のとおり構成し、作成を進めます。
---	----------------------------------

【①章】（政策目標・まちのイメージ）

第1章	安全・安心なまちづくりへの挑戦 自然を守り だれもが安全に安心して住み続けたいまち
第2章	やすらぎづくりへの挑戦 子育てにやさしく すべての市民が健やかに暮らせるまち
第3章	ひとづくりへの挑戦 学都たつの輝きと 歴史・文化が薫るまち
第4章	にぎわいづくりへの挑戦 新たな地域産業の創出と 観光立市を目指すにぎわいのまち
第5章	ふるさとづくりへの挑戦 市民や地域と協働し 地域力があふれるまち

【②節】（施策目標）

第1章	第1節	自然を大切にし、ともに暮らす
	第2節	限りある資源を循環させる
	第3節	良質な住環境を整備する
	第4節	安全便利な交通環境を整える
	第5節	大切な命と地域を守る
第2章	第1節	安心して子育てができるまちをつくる
	第2節	高齢者が暮らしやすい環境をつくる
	第3節	障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる
	第4節	ともに助け合い・支え合うまちをつくる
	第5節	生涯を健やかに過ごせる体制を整える
第3章	第1節	豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる
	第2節	生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる
	第3節	歴史と文化を活かした個性的で魅力あるまちをつくる
	第4節	互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる
第4章	第1節	次代へ伝え育む農業を活性化する
	第2節	活気ある水産業を推進する
	第3節	地域資源を活かした観光を推進する
	第4節	にぎわいのある商工業を推進する
第5章	第1節	まちづくりを進めるための基盤を整える
	第2節	多様で活発な交流を促進する
	第3節	健全で効率的な自治体運営を推進する

【③施策】

2	「施策」については、第1次総合計画基本計画の施策体系をベースに、現状に即した施策に置き換えます。 ※別添「たつの市総合計画施策体系対比表」参照
---	---

【④実施状況と課題】 【⑤基本方針】 【⑥施策の内容】

3	基本計画の本文となる「実施状況と課題」「基本方針」「施策の内容」については、現況と課題を分析し、今後の方針を定め、施策内容を整理し記述します。 ※本年2月に各課から回答があった、第1次総合計画の実施状況、課題整理、取組方向、基本方針への記載内容等を取りまとめた別冊「第2次たつの市総合計画策定に係る基礎調査報告書」参照
---	--

《新記述》

【⑦各主体（市民・団体・事業者等）が取り組むこと、期待する役割】

4	第2次総合計画で掲げるまちの将来像『みんなで創る 快適実感都市「たつの」』で示すとおり、みんな（市民等）が連携・協働しながらまちづくりを進めていく、創っていく上で、市民・団体・事業者等が取り組むこと、期待する役割を各施策ごとに明記します。
---	---

（記載例）

施 策 名	市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
公共交通の充実	・公共交通機関を積極的に利用し、渋滞解消や環境への配慮に取り組みましょう。	・公共交通機関の利用に努めましょう。 ・公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通の維持及び充実に努めましょう。
地球環境の保全	・市民一人ひとりが節電や節水を意識し、省エネルギーに取り組みましょう。	・省エネ機器の導入を推進するなど、環境に配慮した事業活動に努めましょう。
消防・救急・救助体制の充実	・地域ぐるみで消防意識を育みましょう。 ・普通救命講習会へ積極的に参加しましょう。	・事故防止・火災予防に努め、安心安全な職場環境をつくりましょう。
保育サービスの充実	・保育園・幼稚園等の行事に参加し、こどもや保育士との関わりを深めるとともに、保育活動に協力しましょう。	・育児休業制度の整備や取得促進など、子育てしやすい職場環境づくりを推進しましょう。
芸術文化活動の振興	・心豊かな生活を実現するため、文化・芸術の鑑賞機会を充実しましょう。	・伝統文化や地域の祭りに積極的に参加するとともに、支援に協力しましょう。

《新記述》

【⑧まちづくりの指標】

5	総合計画の推進に当たっては、目標を掲げ、達成状況を確認・評価するPDCAサイクルによる進行管理を行います。（基本構想P5「計画の進行管理」参照） また、昨年度策定した「たつの市まち未来創生戦略」においてもKPIを設定し、事業の進捗管理等を徹底しています。 そこで、総合計画においても、各施策を実施したことによる成果を把握するための指標とその設定理由、現状値、目標値について記載します。現状値は直近データ（原則平成27年度）を活用し、目標値は、平成33年度（前期計画の最終年度）の数値等を計上します。
---	--

（まちづくりの指標を設定する理由）

- ・総合計画を核とした自治体経営を推進するため。
- ・総合計画に基づく基本計画をPDCAサイクルのPlanとして機能させるため、総合計画の達成状況を報告する説明責任があるため。
- ・社会情勢の変化が激しく、また財政状況が厳しさを増す中で、進行状況に応じた事業の見直しが求められているため。

（指標名）

設定する指標は、市が進むべき方向や目標が共有でき、客観性が担保され、判断材料として使いやすく、目標達成までの進行管理がしやすい指標を設定してください。

指 標 名 (例)	単位	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度
姫新線年間乗車人数	万人	301	305
平成33年度目標値の設定理由		過去5年間の推移により設定	

指 標 名 (例)	単位	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度
コミュニティバス・デマンド交通年間利用人数	万人	8	12
平成33年度目標値の設定理由		地域公共交通会議で目標設定	

指 標 名 (例)	単位	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度
小学校図書館における児童一人当たり年間貸出件数	冊	30	33
平成33年度目標値の設定理由		近年の動向を踏まえて設定	

(設定指標例)

《総務財政関係》

- ・健全化判断比率（実質公債費比率・将来負担比率等）
- ・市ホームページアクセス件数
- ・市税徴収率
- ・公共施設の耐震化率
- ・公共施設の統廃合併件数
- ・ふるさと応援寄附金、同企業版応援寄附金件数

《衛生関係》

- ・家庭ごみの総回収量
- ・クリーン作戦参加人数
- ・トン当たりごみ処理原価

《健康福祉関係》

- ・特定健康診査受診率
- ・〇〇〇検診の受診率
- ・内臓脂肪症候群の該当者及び予備軍の減少率
- ・介護保険以外で地域の助け合い活動を行う団体・サークル数
- ・ボランティア・NPOなどの市民活動団体数
- ・〇〇〇相談窓口の利用件数

《産業関係》

- ・市内にある企業数、従業者数
- ・市内の企業に勤めている人の割合
- ・観光客年間入込数
- ・主要イベント参加者数
- ・消費生活相談件数

《土木関係》

- ・都市計画道路整備延長
- ・歩道の伸長距離
- ・安全施設（信号機・カーブミラー・防犯灯）の設置件数
- ・市民一人当たりの公園面積
- ・市街化区域の未使用率
- ・住宅の耐震化率
- ・下水道雨水整備率

《消防防災・防犯関係》

- ・救急車の到着時間
- ・防犯カメラの設置件数
- ・火災、犯罪発生件数
- ・防犯活動をしている団体数
- ・子ども110番の家の設置数
- ・防災訓練の実施回数、参加人数

《教育関係》

- ・小中学生の交通事故件数
- ・いじめ相談件数
- ・学校給食の材料で地産品の割合
- ・社会体育施設の年間利用者数
- ・市民体育大会参加者数
- ・市展応募点数
- ・放課後児童クラブ参加者数
- ・認定こども園設置数
- ・延長保育実施施設数
- ・ファミリーサポートセンター利用者数

(設定理由例)

- ・国及び県の目標値、ガイドラインから設定
- ・過去5年間の推移（実績ベース）により設定
- ・近年の動向を踏まえて設定
- ・現状値の〇%増を目標に設定
- ・〇〇アンケートを実施した結果から設定
- ・現状値を維持

《新記述》

【⑨関連する計画】

6	市政を推進していく上で、最上位計画である総合計画と各課で策定している分野別の個別計画は、相互に補完・連携する関係にあります。 そこで、総合計画との整合性、適切な進行管理を図るため、施策を推進していく上で、関連する分野別の個別計画名とその期間を記載し、基本計画上に位置付けます。なお、施策内容において、関連する計画がない場合もあります。
---	--

(記載例)

施 策 名	計 画 名	期 間
自然環境の整備	たつの市森林整備計画	H26.4～
防災体制の確立	たつの市地域防災計画	H27.3～
健康づくりの推進	たつの市健康増進計画・食育推進計画	H26～H30

たつの市総合計画 第1次・第2次施策対比表

第1次たつの市総合計画

施策の大綱別	施策別
【第1章】 自然と調和した快適で安心な環境づくり	自然環境の整備
	緑化の推進
	住宅の供給
	都市公園の整備
	上水道施設の整備
	下水道施設の整備
	防災体制の確立
	消防・救急・救助体制の充実
	交通安全対策の推進
	暮らしの安全確保
	廃棄物処理対策の推進
	地球環境の保全
【第2章】 健やかに暮らせる福祉コミュニティづくり	地域福祉施策の推進
	障害者サービスの充実
	生活支援・介護予防の充実
	健康・生きがいつくりの支援
	在宅子育て支援の充実
	ひとり親家庭等の福祉の充実
	保育サービスの充実
	健康づくりの推進
	医療サービスの向上
【第3章】 未来を担い文化を育む人づくり	幼児教育の充実
	義務教育の充実
	生きる力を育てるキャリア教育の推進
	生涯学習の推進
	青少年の健全な育成
	人権学習の推進
	歴史文化遺産の保全と活用
	芸術文化活動の振興
	スポーツ・レクリエーション環境の整備
	スポーツ・レクリエーション活動の推進
【第4章】 地域を支え世界に羽ばたく産業づくり	農林生産基盤の整備
	生産組織の育成
	創造農業の振興と地産地消の推進
	水産業基盤の整備
	観光基盤の整備
	観光イベントの充実
	P R 事業の充実
	地場産業の振興
	商業の活性化
	工業の誘致と振興
【第5章】 活力あふれる交流と連携のまちづくり	地域特性を活かした土地利用の推進
	既成市街地の整備
	駅周辺の整備
	幹線道路網の整備
	地域内道路の整備
	公共交通の充実
	地域コミュニティ活動の推進
	市民参加のまちづくり
	世代・地域を超えた交流
	情報の活用
	行財政改革の推進
	庁舎・公共施設の活用と整備
	広域行政の推進

第2次たつの市総合計画(案)

施策の大綱別	施策別
【第1章】 安全・安心なまちづくりへの挑戦	自然環境の整備
	緑化の推進
	住宅の供給
	都市公園の整備
	地域特性を活かした土地利用の推進
	上下水道整備の充実
	幹線道路網の整備
	地域内道路の整備
	公共交通の充実
	防災体制の確立
	消防・救急・救助体制の充実
	交通安全対策の推進
	暮らしの安全確保
	廃棄物処理対策の推進
	地球環境の保全
【第2章】 やすらぎづくりへの挑戦	地域福祉活動の推進
	障害のある人の地域生活の推進
	生活支援・介護予防の充実
	健康・生きがいつくりの支援
	在宅子育て支援の充実
	ひとり親家庭等の福祉の充実
	保育サービスの充実
	健康づくりの推進
	医療サービスの向上
【第3章】 ひとづくりへの挑戦	
	教育内容の充実
	教育環境の整備充実
	生涯学習の推進
	青少年の健全な育成
	人権教育及び啓発の推進
	歴史文化遺産の保全と活用
	芸術文化活動の振興
	スポーツ・レクリエーション活動の推進
【第4章】 にぎわいづくりへの挑戦	男女共同参画社会の形成
	農林生産基盤の整備
	創造農業の振興と地産地消の推進
	水産業基盤の整備
	観光基盤の整備
【第5章】 ふるさとづくりへの挑戦	P R 事業の充実
	商業の活性化と工業の振興
	※第1章へ
	※第1章へ
	※第1章へ
	※第1章へ
	※第1章へ
	地域コミュニティ活動の推進
	市民参加のまちづくり
	シティプロモーションの推進
	国際交流、国内交流の推進
	情報の活用
	行財政改革の推進
	庁舎・公共施設の活用と整備
	広域行政の推進

第2次たつの市総合計画 基本構想（素案）

平成28年6月9日

《第1回たつの市総合計画審議会資料》

目 次

第1編 序論

第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の役割	2
3 計画の構成と期間	3
4 その他計画等との関連性	4
5 計画の進行管理	5
第2章 計画の背景	6
1 本市の地域特性	6
2 社会の潮流	7
3 本市の取組状況と今後の課題	9
4 市民からみた たつの市の状況	15

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの将来像	20
第2章 まちづくりの基本目標	21
1 安全・安心なまちづくりへの挑戦	21
2 やすらぎづくりへの挑戦	21
3 ひとづくりへの挑戦	21
4 にぎわいづくりへの挑戦	23
5 ふるさとづくりへの挑戦	23
第3章 将来人口の見通しと財政運営の基本的方向	24
1 人口	24
2 財政	23
第4章 土地利用の基本構想	27
1 土地利用	27
2 都市構造	27
第5章 施策の大綱	31
基本目標1 安全・安心なまちづくりへの挑戦	31
基本目標2 やすらぎづくりへの挑戦	32
基本目標3 ひとづくりへの挑戦	33
基本目標4 にぎわいづくりへの挑戦	34
基本目標5 ふるさとづくりへの挑戦	35
まちづくりの将来像・政策・施策目標関連表	35
第6章 総合計画の推進に向けて	37

第 1 編 序論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年9月に「第1次たつの市総合計画」を策定し、市の将来像である「自然と歴史と先端科学が調和し一人ひとりが輝くまち」の実現に向けた取り組みを進めてきました。平成24年3月には、計画の進捗状況や時代の変化に合わせた見直しを行い、現在に至っています。

この間、地方自治法の改正により、市町村への基本構想策定の義務づけが撤廃されました。この法改正は、地方分権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として行われ、基本構想、基本計画などから構成される総合計画について、市町村の自主性及び自立性を高め、創意工夫を期待する観点から見直されたものです。

また、景気や雇用の不安定さ、頻発する大規模災害、グローバル化やソーシャルネットワークの普及による社会構造の変化など、社会経済や私たちの生活を取り巻く状況はめまぐるしく変化しています。

さらに、日本全体が少子・高齢化の進行による本格的な人口減少社会を迎え、本市においても継続的な人口減少が見込まれており、地方には自らが有する地域資源や地域特性を最大限に活用し、市民と行政の協働による「自立した地域づくり」を進めていくことが求められています。

このような状況を踏まえ、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むために、長期的な視点で社会情勢の変化を見据えながら、本市が実現しようとする将来像及びその実現に向けて展開する各分野の施策を示し、計画的に実行していくための指針として、第2次たつの市総合計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の役割

本計画は、まちの最上位計画に位置付けられ、各種分野別の計画の基本となるものであり、次の3つの役割を担っています。

- ① まちづくりの長期的かつ総合的な指針であり、市政をはじめ地域経営の根幹となるものです。
- ② 市民・行政・関係団体・企業等のまちづくりのすべての主体が共有し、協働で取り組むべきまちづくりの指針となるものです。
- ③ 国や兵庫県が広域的な諸施策を推進するに当たって、本市の基本的立場を明らかにするものです。

3 計画の構成と期間

本計画は、10年計画の「基本構想」と、5年計画の「基本計画」及び3年計画の「実施計画」で構成します。

基本構想 <平成29年度～平成38年度>

市民と行政の共通の目標として、まちの将来像を明らかにし、それを達成するためのまちづくりの目標（施策の大綱）を示すもので、計画全体の土台となります。

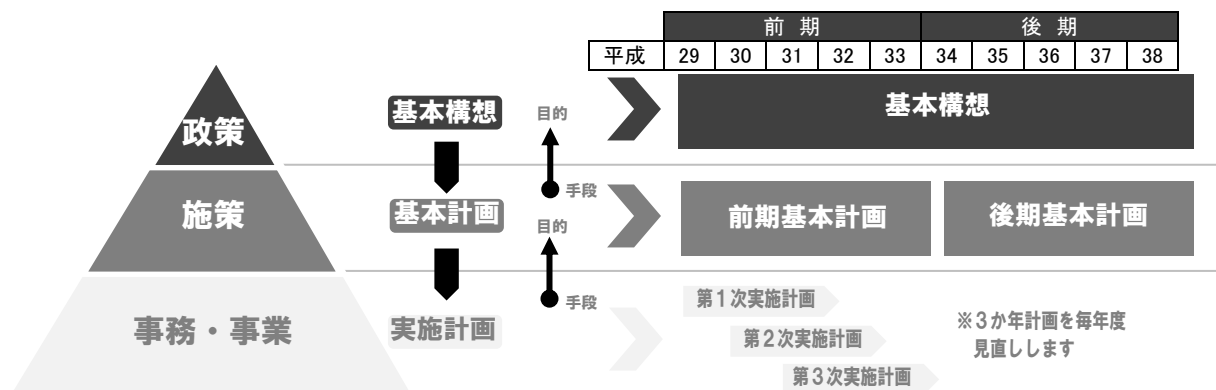
基本計画 <前期：平成29年度～平成33年度 後期：平成34年度～平成38年度>

基本構想で定めた将来像とまちづくりの目標（施策の大綱）を受けて、それを実現するために必要となる基本的施策を分野別に体系化し、各施策の方向性などを示すものです。

実施計画 <平成29年度～平成31年度>※毎年度見直し

基本計画に基づき、重点施策を体系づけるとともに、実施のための事業手法や時期、予算等を明示します。

■第2次総合計画の構成と期間



4 その他計画等との関連性

たつの市として統一感のある行政運営を行うため、「たつの市人口ビジョン」「たつの市まち未来創生戦略」をはじめ、現在策定されている個別行政計画と第2次総合計画との整合を図ります。

第2次たつの市総合計画

■まちづくりの将来像

将来像：みんなで創る 快適実感都市「たつの」

■まちづくりの基本目標

- 1 安全・安心なまちづくりへの挑戦
- 2 やすらぎづくりへの挑戦
- 3 ひとづくりへの挑戦
- 4 にぎわいづくりへの挑戦
- 5 ふるさとづくりへの挑戦

■将来人口の見通しと財政運営の基本的方向

将来人口の見通しと財政運営の基本的な考え方を示し、まちづくりの方向性を示す指標となるもの

■土地利用の基本構想

土地利用について総合的かつ基本的な方向を示したもの

■施策の大綱

まちづくりの目標を実現していくための基本的な方向を示したもの

■総合計画の推進に向けて

基本構想

人口ビジョン

人口の動向、将来人口推計の分析や中長期の将来展望

基本計画

■まちづくりの重点的な取組

まちづくりの将来像の実現に向けて特に重点的に取り組むもの

■分野別施策

基本構想で掲げた施策の大綱に基づき、まちづくりの将来像を実現するための基本的な施策を示したもの

まち未来創生戦略

人口の動向や産業実態等を踏まえて「雇用創生」「人口還流」「若者未来」「地域活力」に関する施策をまとめたもの

その他の計画

- ・都市計画マスタープラン
 - ・立地適正化計画
 - ・地域防災計画
 - ・幼稚園・保育所再編計画
 - ・地域福祉計画
 - ・職員定員適正化計画
 - ・土地利用計画
 - ・緑の基本計画
 - ・子ども子育て支援事業計画
 - ・教育大綱
 - ・高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
 - ・公共建築物再編実施計画
- 等

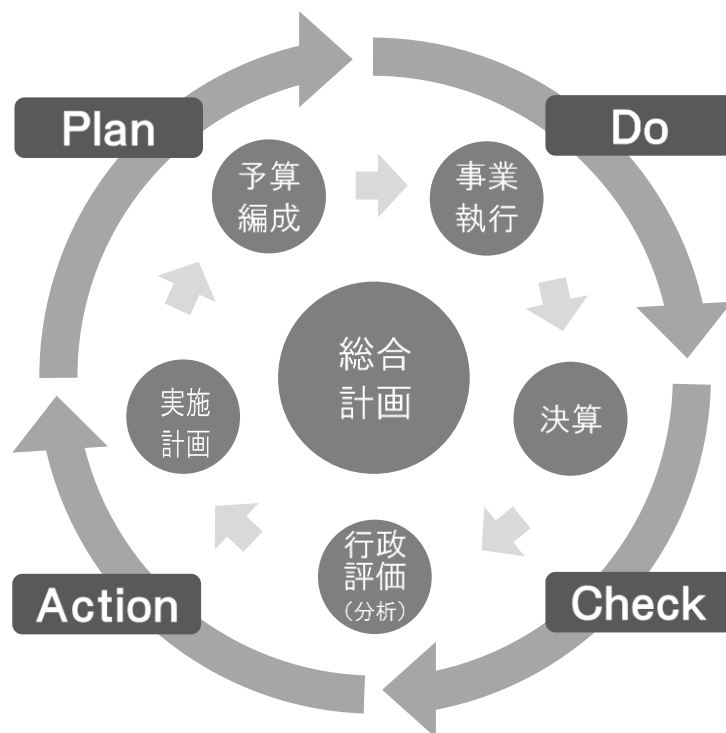
実施計画

基本計画に掲げた施策を年度別に具現化し、どのように実施していくかを明らかにしたもの

5 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、施策ごとの目標を掲げ、その達成状況を確認・評価することで、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

■計画の進行管理（PDCAサイクル）



第2章 計画の背景

1 本市の地域特性

本計画を策定するに当たり、踏まえるべき本市の地域特性を整理します。

① 位置・地勢

本市は、兵庫県の南西部、西播磨地域に位置し、南北に長い地形となっています。市域の北側には山地が広がり、南は瀬戸内海に面し、南北に貫く形で清流揖保川が流れており、自然環境に恵まれた地域です。東西 15.7 k m、南北 29.8 k m で 210.87 平方キロメートルの面積を有します。

② 歴史・沿革

本市は、市内に清流揖保川が流れ、瀬戸内海に面する水運に恵まれ、山陽道、美作道、筑紫大道、因幡街道などの交通の要衝、陸路、海路の交易点として、人々の往来が盛んであり、豊かな歴史が育まれ、今に伝えています。

平成 17 年 10 月 1 日に、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町が合併し、たつの市が誕生し、平成 27 年には、市制 10 周年を迎え、「調和の 10 年」から「挑戦の 10 年」へと転換期を迎えています。

③ まちの魅力

本市には、農産物、瀬戸内魚介類をはじめ、手延素麺や醤油醸造、皮革産業といった多様な地場産業があります。市北西部に位置する播磨科学公園都市では、世界最高性能の大型放射光施設 SPring-8 を核中心とした先端科学技術が集積しています。

また、山陽自動車道、国道 2 号、179 号、250 号が市域を貫き、さらには中国横断自動車道姫路鳥取線の整備も進められているなど、広域的な道路アクセスが充実しています。さらに、鉄道では J R 山陽本線・姫新線が運行され、阪神間も通勤圏内となっています。

龍野城とその城下町は、武家屋敷や町家が多く残り、往時をしのぶ歴史的町並みを形成しているほか、古代からの近世に至るまでかけて、数多くの歴史的資源が残されており、歴史と文化に彩られたまちです。

2 社会の潮流

近年、私たちの生活を取り巻く社会経済状況は様々な面で大きく変化しています。本計画において留意すべき社会の潮流を整理します。

① 継続的な人口減少と人口構造の変化

- 日本の総人口は、平成20年をピークに減少し、本格的な人口減少社会が到来しています。
- 日本の合計特殊出生率は、平成27年で1.46と、人口維持に必要な2.07を大きく下回っています。
- 若年層（特に若年女性）の大都市への流入が増大し、高齢層の都市部からの流出が減少しています。
- 平成37年には、「団塊の世代」が75歳以上を迎えることから後期高齢者の急増が見込まれ、医療や介護などにかかる費用の増大や地域活力の低下が予測されます。

② 安全・安心の確保への関心の高まり

- 台風や集中豪雨、地震などの自然災害が多発し、将来、南海トラフ地震の発生も懸念されており、利便性、快適性だけでなく、安全・安心への関心が高まっています。
- 災害による被害を最小限に食い止めるため、ハード（施設や設備）整備だけでなく、地域における防災組織の充実や避難時の助け合いなどソフト面の取組が求められています。

③ 環境保全の重要性の高まり

- 温暖化の進行により、気温や海水面の上昇をはじめ、異常気象の発生、生態系や農作物への影響をもたらすことが予測されており、自然環境や生物多様性の保全、自然エネルギーの活用、低炭素型・循環型社会の構築などが求められています。
- 市民・関係団体・事業者・行政などの主体それぞれが、環境保全意識を高め、社会経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を低減していく必要があります。

④ 産業構造の変化と地域経済の現状

- 全国的に製造業の生産拠点の海外移転や外資系企業の国内進出など、産業構造が変化しています。
- 第1次産業、第2次産業が減少し、第3次産業が増加する傾向が続いており、農林業や製造業の衰退により、地域における雇用機会の減少など、まちの活力の低下につながることが懸念されます。

- 有効求人倍率は上昇し、一人当たり賃金や就業者数が前年比でプラスとなるなど、雇用・所得面での改善がみられますが、地方における人手不足は顕在化し、地域に密着した産業振興や若者の雇用機会の確保、女性が働きやすい職場環境づくりなど、活力維持に向けた対応が求められます。

⑤ 高度情報技術の進展

- 携帯電話やインターネットなど、情報通信技術の進展・普及により、生活利便性が向上し、誰もがいつでもどこでも必要な時に必要な情報を得ることができる環境となっています。
- 時間や距離に関わらず、情報交換や交流ができるようになっており、大都市から離れ、地方に拠点を置く企業もみられはじめています。

⑥ 地域のつながりの大切さの再認識

- 価値観やライフスタイルの多様化、核家族化などを背景に、地域のつながりが希薄化し、コミュニティ機能の低下が懸念される一方、東日本大震災を契機として、助け合いや支え合いの大切さが再認識されています。
- 地域課題への対応について、「自助・共助・公助」の考え方によるまちづくりが求められています。

⑦ 地方分権の進展と広域連携の推進

- 地方分権の進展により、地方自治体は自らの責任と判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた主体性のあるまちづくりを進めることが求められています。
- 社会保障関係経費の増大などによる厳しい財政状況の中で、行政能力の向上や、効果的・効率的な行政運営を推進するなど、行財政改革に取り組んでいく必要があります。
- 地方自治体の役割や権限が拡大する中で、行政サービスの充実や効率化を進めるとともに、新たな枠組みによる地域の魅力や活力の創出が求められており、自治体間で互いに協力し、補完しながら、広域的な連携を推進していく必要があります。

3 本市の取組状況と今後の課題

計画策定の背景となる本市の地域特性や社会の潮流を踏まえるとともに、第1次たつの市総合計画における取組状況を検証し、今後の本市のまちづくりにおいて解決していくべき課題を整理します。

① 自然と調和した快適で安心な環境づくり

自然環境

住環境

安全・安心

循環型社会

「たつの市環境基本計画」の全面改訂に向けた調査等を実施しており、の実施や災害に強い森づくり、都市公園の整備、公共施設等の緑化に取り組みました。今後も引き続き自然環境の保全に努めるとともに、より多くの緑地の確保を図ることが必要です。

市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅は計画的な改修や建替計画に取り組んだほか、一般住宅の耐震性向上の支援を行ってきました。併せて快適な住環境整備のために安全で良質な水を供給する高度浄水施設整備事業や公共下水道整備事業等下水道処理施設の延命化を実施しました。今後はこれまでに整備した施設の延命化や水道管等の耐震化・老朽化対策に取り組む必要があります。また、定住人口の増加対策として実施した住宅取得支援制度は、一定の効果が表れています。

防災行政無線やたつの防災防犯ネットなどの情報発信システムを活用し、市民へ災害情報の周知を図るとともに、防災ハザードマップの全戸配布、自主防災組織の育成や助成に取り組んだほか、雨水浸水対策を実施しましたにも取り組みました。災害が発生した際に総合的かつ計画的な対策を定めた「たつの市地域防災計画」については、国、県の動向を注視し、随時見直しを図るため一層の防災対策の充実が必要です。また、ゲリラ豪雨等の自然災害や危険物事故等の大規模災害に対応するため、新たに防災関係機関等と災害時応援協定を締結し、一層連携強化を図ることが必要です。大規模災害に備えた災害時相互応援協定を継続的に締結していますが、今後も放射性物質事故等の災害に備えた専門機関との連携の強化が必要です。

消防力の強化や行財政運営の効率化と基盤強化を図るため、西播磨地域3市2町による西はりま消防組合を発足させ、高機能消防指令センターの運用を開始し、指揮命令系統の一元化と効果的な部隊運用を実現しました。今後、さらに広域的な消防体制の充実強化を図ることが必要です。また、消防団の施設整備及び団員の消防技術、資質の向上並びに事業所等の自衛消防組織の育成を促進し、協力連携体制の強化を図ることが必要です。大規模災害に対応した西播磨地域3市2町による西はりま消防組合が発足による消防広域化をはじめ、高機能消防指令センターの運用開始による、指揮命令系統の一元化、効果的な部隊運用を図りました。今後、広域的な体制整備と併せて地域の消防団並びに自主防災組織との協力体制の強化を図ることが必要です。

交通安全対策として、交通危険箇所の改良整備や、市民への交通安全啓発活動に取り組みました。~~今後の高齢化の進展に対応して、高齢者を含む誰もが安全で安心して通行ができる環境を整備することが必要です。~~~~が、高齢者の交通事故が依然として高い割合を占めています。~~また、近年増加している悪質商法から消費者を守るため、さまざまな啓発活動を通じて、被害の消費者被害防止の情報提供などの啓発を通じて、未然防止に努めました。今後の高齢化社会を見据えた市民の暮らしの安全の確保に取り組むことが必要です。

ごみの処理量は、~~年ごとに増減はあるものの長期的には減少傾向にあります。~~~~引き続き~~資源ごみの分別、生ごみ減量化、堆肥化などに~~取り組むとともに継続して取り組み、~~地球温暖化~~防止活動~~対策の推進、こどもエコクラブなどによる環境保全意識の向上につなげる必要があります。

② 健やかに暮らせる福祉コミュニティづくり

地域福祉

高齢者福祉

子育て支援

保健・医療

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、高齢者福祉サービスや介護予防サービス等の適切な提供体制の充実を図るとともに、生きがいづくりや交流活動の機会づくりなどの支援を実施してきました。また、**障害者総合支援法の施行により、障害者へのより良いサービス利用のための支援を行いました。**今後は、**高齢者、障害者、児童、生活困窮者といった別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況にあった支援が受けられるという新しい地域包括支援体制の整備を進めるとともに、誰もが何らかの役割を担い、人と人とが支え合う地域づくりへの取り組みが必要です。**福祉相談支援事業所の開設により、~~障害のある人へのサービスの適正利用のための支援を行いました。~~今後も引き続き、~~高齢者や障害のある人の状況に応じて必要なサービスを選択することのできる体制整備を進めるとともに、社会参加への支援に努めることが必要です。~~

子育て家庭を対象にした各種手当の支給などの経済的支援**とともに延長保育や一時預かり、**~~預かり保育や放課後児童クラブの充実、病後児保育事業の実施、ひとり親家庭等への母子父子自立支援員の配置に取り組みました。~~また、子育て相談や虐待通報などに対応するため、家庭児童相談室の充実を図**った結果**できましたが、相談等は増加傾向となっており、今後は専門的知識の研修など、より一層の支援が求められています。**さらに、就学前児童の一定の集団を確保し、教育・保育を一体提供するため、認定こども園を推進しています。**

一方、市民団体とともに、未婚の男女の出会いの場を提供するイベントを開催し、市全体で結婚の機運を醸成する取り組みを行いました。

市民の健康づくりのため、妊娠期からの切れ目ない支援、乳幼児健診の実施、市民総合健診の受診率向上を図るための受診しやすい体制づくり、高齢者を対象とした体操による介護予防、食育の推進などに取り組みました。今後、高齢化の進行や食生活の変化などを踏まえ、子どもから高齢者まで各世代に応じた健康づくりに取り組むことが求められます。また、**安心できる医療体制の充実を図るとともに、医療費の適正化及び市民病院の経営健全化に取り組んできましたが、不足している小児科及び産婦人科の医師の確保が必要となっています。**

③ 未来を担い文化を育む人づくり

学校教育

生涯学習

歴史・文化

スポーツ

小・中学校においては、児童・生徒の実態に応じた少人数指導や、支援員の配置などきめ細かな指導、児童・生徒の人権意識の確立のための啓発活動、研修等、教職員の資質向上など教育環境の充実を図るとともに、生きる力を育てるキャリア教育やトライやる・ウィーク、環境体験学習などの体験活動を実施しました。また、相談員やスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題も含め、教育相談体制を整**えたとともに、**~~ました。~~**タブレット端末の導入などICTを有効に活用した分かりやすい授業を推進するため、教職員の研修などを実施**

しました。さらに、**児童・生徒**子どもたちが安全で快適な学校生活を送るため、老朽化した施設の整備や計画的な学校施設の耐震化に取り組んだほか、児童の健全育成を目的とした放課後児童クラブの充実や青少年参加型事業の開催に努めてきました。今後も**こども未来応援塾の開設等**、児童・生徒の多様なニーズに応じたきめ細かな教育を展開するとともに、**道徳の教科化や小学校における英語の教科化などに対応するため**、教職員等の指導力の向上を図ることが必要です。

市民を対象とした生涯学習の各種講座の**開催**や国際交流を目的とした事業、人権学習の推進や意識の高揚を目的とした講座などを実施しました。多様化する市民の学習ニーズや意識に対応するため、生涯にわたって学び続けることができる学習体制の整備を図ることが必要です。

歴史的景観形成地区における町並み整備助成事業の実施や文化財の特別公開など歴史文化遺産の保全・活用、美術展や文化祭などによるたつの文化の振興等に努めました。今後も世代を問わず歴史・文化に触れることのできる環境整備を進める必要があります。

また、スポーツやレクリエーションの充実を図るために**各種スポーツ大会・教室等の推進及び施設の環境整備**に取り組んできましたが、今後は既存施設の維持管理に努め、施設の整備及び施設数の適正化を図ることが必要です。

④ 地域を支え世界にはばたく産業づくり

農林業

水産業

観光業

商工業

農地や農業用施設を整備し、地域の維持管理活動を支援するとともに、農地中間管理事業の導入や集落営農組織の法人化等によって生産性の向上や経営の効率化、担い手づくりを推進しました。また、農産物のブランド化や6次産業化、地産地消に取り組み、農業の振興に努めました。さらに、防護柵の設置や捕獲活動による有害鳥獣対策に努め、農作物の被害防止を図りました。農業生産の向上を図るため、ほ場整備事業の推進や老朽化した排水設備の改良など、効率的な土地利用の促進に取り組みました。そのほか、地域農作物のブランド強化と地域農業の活性化を図り、創造農業の振興及び地産地消の推進に取り組みました。今後も継続的に生産基盤の整備に取り組むとともに、担い手の確保、環境に配慮した農業の振興等について取り組むことが必要です。

漁港や海岸保全施設を整備するとともに、担い手の育成や「つくり育てる漁業」の推進に努めました。また、牡蠣をはじめとするPRイベントを開催するなど、海産物のブランド化と販路拡大にも取り組み、水産業の振興を図りました。水産業の振興策として、漁港施設の係留施設や用地造成の整備が完了し、安全性や機能性が向上しました。また、稚魚放流など「つくり育てる漁業」の推進、イベントの開催など水産物のブランド化と販路拡大に取り組み、認知度も高まってきました。今後は、地域資源の維持・回復を図るとともに、新たな特産品の開発等に取り組む必要があります。

体験型観光を積極的に導入し、周遊性を高める観光パンフレットを作成するなど、豊富な観光資源を活かした観光客誘致に取り組みました。観光案内所や道の駅での観光資源のアピー

ルや特産品の販売、体験型事業の実施やイベントやPR事業の充実に取り組みました。また、町並み整備助成補助事業、歴史的建造物活用支援事業を実施したことにより、景観整備が進み、イベントの認知度も高まり参加者も増加しました。一方で、歴史的建造物の維持管理が困難になり空き家・空き地が増えています。

サミット開催等により地場産業を広くPRするとともに、企業誘致・留置を推進するため、企業立地の優遇制度拡充と規制緩和を行うなど、商工業の振興に努めました。また、市内創業に対する支援制度を創設するなど、産業の活性化、雇用の創出にも取り組みました。地場産業のPR活動、企業誘致の推進のため工場立地奨励金制度の実施や中小企業者への低金利融資などの支援を通じて商工業の振興に努めてきました。今後は、販路開拓や若者の就労支援と地域での人材確保を図る必要があります。

⑤ 活力あふれる交流と連携のまちづくり

土地利用

市街地整備

交通基盤

市民参画・協働

市政運営

各地域の市街化区域では、優良な宅地の供給が継続的に行われているほか、駅周辺の整備と併せてJR姫新線及びJR山陽本線の利便性の向上と地域の活性化に向けて市民と協働のまちづくりについて検討するなど、地域特性を生かしたまちづくりを進めてきました。

市街化調整区域においては、特別指定区域制度を活用し、市民が主体のまちづくりを進めてきました。今後は人口減少、少子高齢化社会を見据えて、良好な住環境と都市機能施設の集約及び誘導に努め、機能的な業務用地の整備に努めるとともに、持続可能なコンパクトなまちづくりに向けて計画的な土地利用を進めることが必要です。

また、市民の暮らしと交流に欠かすことのできない道路については、龍野揖保川御津線、広山高駄線の全線開通に続き、門前松原幹線の整備や道路橋の計画的な点検、修繕及び、主要な橋梁の耐震化等市道の整備等に取り組んできました。今後も国や県、関係市町と協力し、幹線道路網の整備、道路ストックの適切な管理による健全性の確保を進めるとともに、市民生活の利便性の向上を図るため、効率的な道路整備や公共交通の維持・改善、公共交通空白地の解消など、総合的な交通ネットワークを進めることが必要です。

市民が主体的にまちづくりに取り組む関わるができるよう、コミュニティ意識の醸成や市民の主体的な公益活動に対する支援に取り組むとともに、市民と行政、市民と市民の意見交換や情報交換の場の充実、市政情報の積極的な発信公開等に取り組んできました。さらに地域の活力を維持・向上させるため、自治会組織や市民の公益活動グループによる地域コミュニティ活動を推進するとともに、市民の知恵や創意工夫を反映させ協働できる体制づくりに取り組むことが必要です。

市政運営においては、「まちづくり改革プラン（行政改革大綱見直し編）」に基づき、経費削減のみの行政改革から、市民自ら考え、自ら行動する真に自立したまちづくりの実現に向けた取組みを推進してきました。今後は施設の維持補修や建替、配置のあり方を総合的かつ計画的に検討するとともに、施設の有効活用及び指定管理者制度の導入による業務の効率化

や利便性の向上、さらに道路、橋りょうなどのインフラのあり方についても基本的な方向性を示す計画を策定することが必要です。適正規模の庁舎整備に取り組むことが必要です。

4 市民からみた たつの市の状況

本計画及び「たつの市人口ビジョン」「たつの市まち未来創生戦略」を策定するに当たり、まちづくり等に関する市民のみなさまの意見や考えを把握するためにアンケート調査を実施しました。ここで得られた市民の思いを計画へとつなげていきます。

調査概要

実施時期：平成 27 年 6 月 調査対象者：たつの市に在住する 18 歳以上の市民

配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
4,000	1,460	36.5%	1,435	35.8%

◇市民の施策への満足度

自然と調和した快適で安心した環境づくりへの満足度は高く、
活力あふれる交流と連携のまちづくりへの満足度は低くなっています。

施策内容		満足度 平均
自然と調和した快適で安心した環境づくり	1 河川や山林などの自然環境が守られ、活かされている	3.24
	2 住宅や公園の整備がなされ、上下水道の維持管理が保たれている	3.30
	3 安全・安心な環境のために防犯・防災・救急・消防体制が整っている	3.21
	4 ごみの減量化や環境保全活動に取り組んでいる	3.37
健康で安全に暮らせる福祉コミュニティづくり	5 障害者が自立した生活を送り、社会参加しやすい環境である	2.81
	6 高齢者が生きがいを持ち、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できる環境である	2.76
	7 子どもを安心して産み育てられ、子育て支援・ひとり親家庭等の自立促進支援が充実している	2.69
	8 安心して医療にかかれる体制、健康づくり支援が充実している	2.77
未来を担い文化を育む人づくり	9 幼児教育から学校教育まで、子どもの発達段階を踏まえた教育が充実している	2.90
	10 生涯学習・国際交流・青少年育成・人権教育が進んでいる	2.85
	11 歴史文化遺産が保全され、芸術文化活動が推進されている	3.02
	12 スポーツ・レクリエーション活動が活発に行われている	3.01
地域を支え世に羽ばたく産業づくり	13 ため池・農道などの基盤整備が進み、地域の特色を活かした魅力ある地産地消が推進されている	2.87
	14 漁港整備や漁業の推進など、水産業基盤の整備が行われている	2.97
	15 観光施設や観光イベントが充実し、観光の魅力が市内外にPRできている	2.87
	16 商業活性化の促進や企業誘致、雇用の場の確保・創出が進んでいる	2.48
活力あふれる交流と連携のまちづくり	17 中心市街地や地域拠点の整備など、計画的な土地利用が進められている	2.60
	18 アクセス道路や駅前広場など駅周辺の整備が進んでいる	2.82
	19 幹線道路の整備が進み、公共交通を利用しやすい環境づくりが進んでいる	2.77
	20 市民が市政に参画し、地域課題を地域で解決できる自立のまちづくりが進んでいる	2.70
	21 庁舎や公共施設が有効活用され、関係市町との連携が図られている	2.74

は上位 5 件 是下位 5 件

◇これからのまちづくりについて

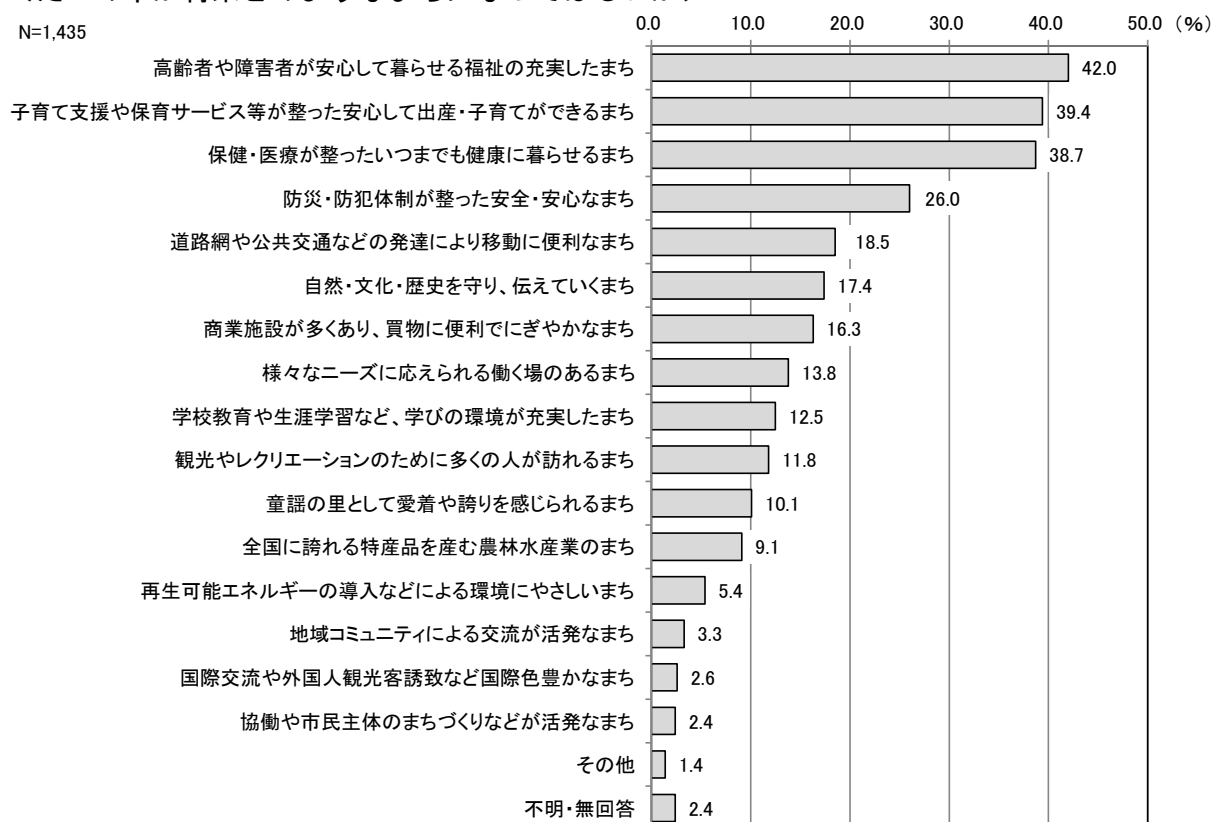
安心・安全に暮らし続けられる生活環境が求められています。

福祉の充実や安心して出産・子育てできるまちについては満足度が低く、今後の取り組みの重要度が高い分野であるといえます。また、高齢者や障害者が入所できる施設の整備や自立できる就労支援策の充実を図ること、保育サービスの充実、子育て家庭に対する経済的支援の充実などが求められます。

防災・防犯体制の整った安全・安心のまちについては満足度も高く、今後の取り組みの重要度も高いことから、犯罪の起こりにくい環境づくりや災害時の連絡体制の充実など、暮らしの安全・安心について行政と市民が課題を共有し、その解決に向けて協働で取り組むことが重要です。

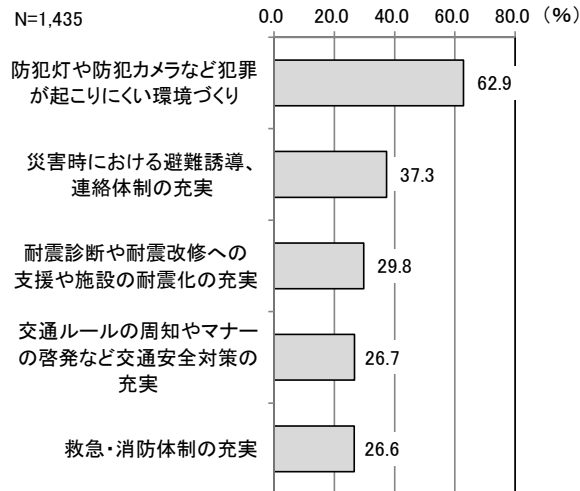
<たつの市が将来どのようなまちになってほしいか>

N=1,435

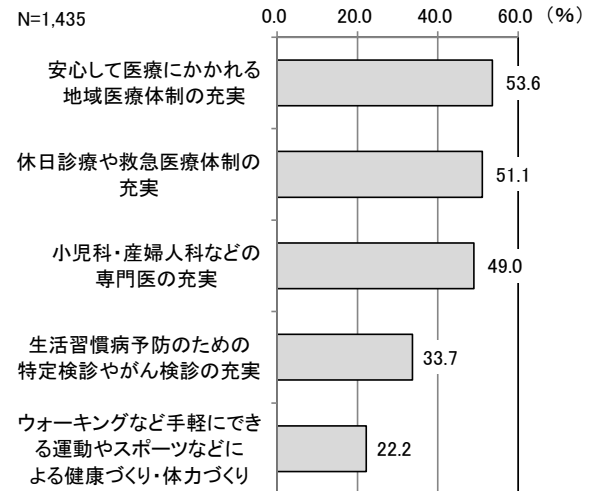


<今後、力を入れるべき取り組み (上位5項目)>

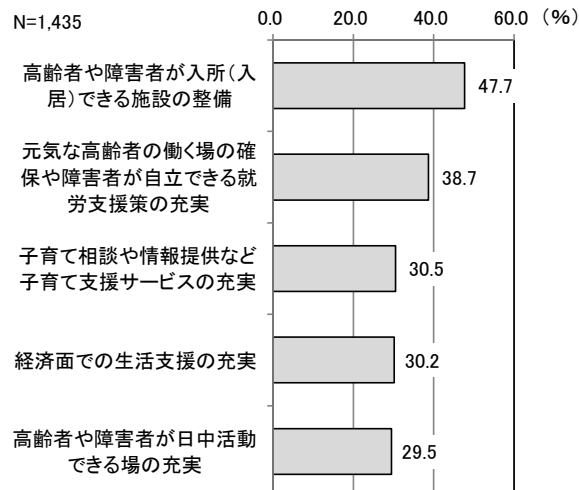
【安全・安心】



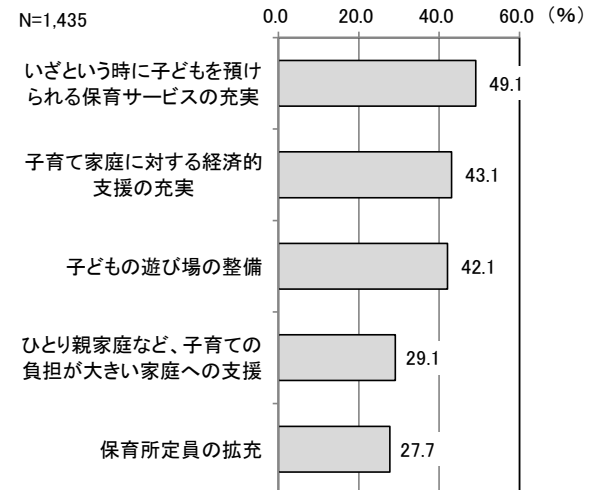
【健康づくり・医療】



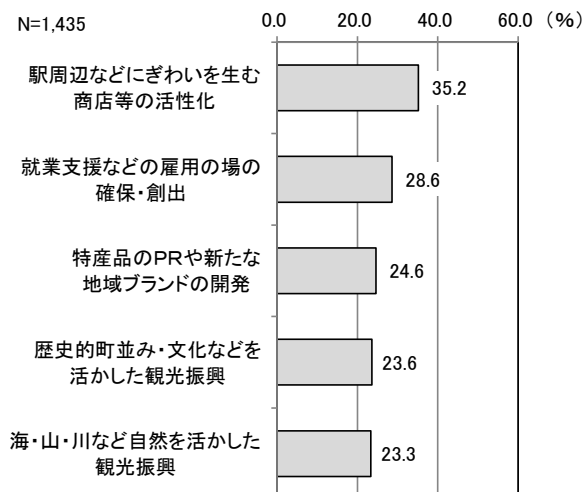
【福祉】



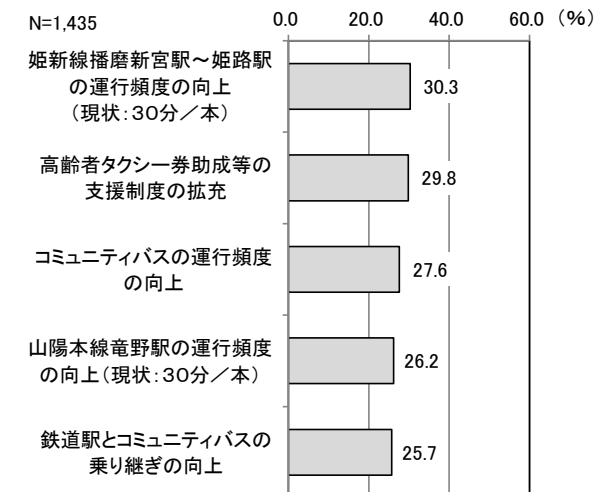
【子育て環境】



【産業・観光振興】



【交通】



第 2 編 基本構想

第1章 まちづくりの将来像

本市では、第1次たつの市総合計画において、「自然と歴史と先端科学技術が調和し一人ひとりが輝くまち」をまちづくりの将来像として各分野の取り組みを進めてきました。

平成27年度には、新市施行10周年を迎えましたが、この間のまちづくりは、合併前のそれぞれの市町が有する個性あふれる資源を活用して、市域全体が調和するまちづくりに努めてまいりました。

そして今、地方は地域住民の合意を形成し、新たな施策をプロデュースする「地域力」を涵養し、地方創生の深化を図ることが求められています。

まさに今この時が、「調和の10年」から「挑戦の10年」へと新しいステージの扉を開く時なのです。

これからの10年間、山、川、海が織りなす豊かな自然を地域の宝として守り、活かすとともに、先人が築き上げてきた文化は、現代を生きる私たちが新たな歴史を刻むことでさらに魅力を高め、先端科学を中心とした産業は、未来に向けた可能性を広げるなど、それぞれの地域資源の強みを活用しながら市民・行政・団体・企業など、あらゆる主体が連携・協働し、未来を創りだしていくまちづくりに挑戦していきます。

そして、市民が自信と希望を抱き、ふるさとへの愛着と誇りを持ちながら、すべての人が住み続けたい、住んでみたいと実感できるまちを目指し、まちの将来像を次のように掲げます。

◆まちの将来像

みんなで創る 快適実感都市「たつの」

これからのまちづくりは行政だけでは動かせません。市民自らが「こんなまちにしたい」という希望を持ち、自信を持って主体的に参加することが必要となります。

また、市民、行政だけでなく、企業や団体などを含め、まちづくりに関わる主体それぞれが自立しつつ、ときに連携・協働しながらまちづくりを進めていくことが重要です。

「自信と希望に満ちた市民が輝く 自立・連携・協働のまちづくり」を理念として、「みんなで創る 快適実感都市たつの」の実現を目指します。

第2章 まちづくりの基本目標

1 安全・安心なまちづくりへの挑戦

自然を守り だれもが安全に安心して住み続けたいまち

清流揖保川、林田川、美しい瀬戸内海、緑豊かな山林、肥沃な土壌は、かけがえのない貴重な資源です。その恵まれた自然環境や、地域特性を活かしながらかつ、身近な生活環境や生物多様性の保全を図りと整備を図るとともに、自然と共生する社会の実現に努めます。ることとあわせて、循環型社会の構築においてはを構築するため、リデュース・リユース及びリサイクルの促進に努めるとともに、再生可能エネルギーの導入促進など、低炭素社会への取り組みによる地球温暖化の防止を推進することによりや新エネルギーの導入など、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現を進めます。

また、誰もが安心して生活できる住環境の整備や雨水浸水対策に取り組み、交通の利便性を高めるための道路整備、道路ストックの計画的な点検、修繕による健全性の確保、公共交通の充実を図るとともに、地域特性を活かし、人口減少や少子高齢化に対応できる図り、地域特性を活かした持続可能なコンパクトなまちづくりを目指します。

さらに市民・事業者・行政が一体となった防災体制を強化し、災害に強い基盤整備に努めるとともに、犯罪から市民の生命・財産を守る安全・安心なまちづくりを目指します。

2 やすらぎづくりへの挑戦

子育てにやさしく すべての市民が健やかに暮らせるまち

市全体で未婚の男女の出会いを支援する機運を醸成し、行政を始め地域社会全体が協力し子育て支援を充実するとともに、妊娠から子育てまでの切れ目のない総合的な支援を行うための体制を整備します。また、就学前児童への教育・保育の一体提供や小学校への円滑な接続に取り組み、すべての子どもが生き生きと育つ環境づくりを進めます。

一方、複合的な課題を抱える高齢者、障害者、生活困窮者を含め、地域に暮らすすべての住民が必要とする支援が受けられる包括的な支援システムを構築するとともに、住民主体の福祉コミュニティの形成を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを進めます。地域でお互いが協力し、支え合い、子育て支援の充実に取り組み、すべての子どもが生き生きと育つ環境づくりや高齢者・障害者等にやさしいユニバーサルデザインの福祉のまちづくりを目指し、市民一人ひとりが自立し、誰もが住み慣れた場所で安心して生活できる環境整備を進めます。

さらにまた、健康づくりの支援や疾病予防に取り組むとともに、安心できる医療体制の充実を図り、市民が健やかに暮らすことのできるまちづくりを目指します。

3 ひとづくりへの挑戦

学都たつのの輝きと 歴史・文化が薫るまち

~~たつこの未来を担う子どもたちを育むため、就学前児童の平等な教育・保育の総合的な提供や地域での子育て支援に取り組みます。~~義務教育においては、小中一貫教育の導入や確かな学力の確立に**向けた**による基礎学力向上に取り組むほか、**情報教育（ＩＣＴ活用）の一層の推進を図り**、豊かな心を育むための心の教育の推進、生きる力を育てるキャリア教育・**国際理解教育**を推進するとともに、学校給食の充実を図ります。

また、誰もが生涯にわたり、学習することができる機会や場の充実に努めるとともに、スポーツ・レクリエーションに気軽に親しむための環境整備や活動を進めます。

さらに、市独自の歴史・文化は、貴重な財産であることから、まちづくりに活かしながら保存・継承に努め、将来に引き継いでいきます。

まちづくりの主役となるひとづくりににおいては、人権尊重・男女共同参画の視点も重要となることから、総合的な施策の推進に努めます。

4 にぎわいづくりへの挑戦

新たな地域産業の創出と 観光立市を目指すにぎわいのまち

農林水産業においては、効率的・安定的な経営を目指し、担い手の育成やブランド化、6次産業化、地産地消を推し進めます。特に農業では、農地の基盤整備と集積・集約化をはじめ、地域の維持管理活動に対して積極的に支援します。

また、地場産業のさらなる発展と企業立地を推進するとともに、起業に向けた環境整備のため、新たな支援施策を展開し、商工業の振興と雇用の創出に努めます。効率的で安定した農林水産業の振興のため、生産基盤や担い手の育成の強化に取り組み、地産地消の推進やブランド化の確立を図ります。また、地場産業をはじめとする商業の振興や、企業誘致を行うなど工業の振興に努め、にぎわいづくりにつなげます。

さらに、自然環境や町並みなどの観光基盤の整備に取り組みとともに、既存の観光資源に加え、市のイメージキャラクターやご当地グルメを活用した魅力の発信に努め、観光産業の振興を図ります。さらに、自然環境や町並みなどの観光基盤の整備に取り組み、観光資源を活かした魅力を発信し、観光産業の振興に努めます。

5 ふるさとづくりへの挑戦

市民や地域と協働し 地域力があふれるまち

持続可能な社会の実現を目指し、市民が自ら地域の課題を地域で解決できるよう、地域コミュニティ活動を推進するとともに、市民が市政に参画できるよう、市政情報を積極的に発信・公開公開、共有し、情報を市民と共有して、行政と市民、さらに企業との協働による市民参加のまちづくりを進めます。

また、世代・地域を超えた交流活動の推進や市内外に本市の魅力を伝えるシティプロモーションの展開により交流人口の増加、地域イメージの向上を図り、地域の活性化に努めます。

さらに、幅広い国際理解やグローバルな視野を持った人材を育成するため、国際交流を推進し、多文化共生社会の実現を目指します。

より効率的で効果的な行政運営を確立するために、少子高齢化などの社会事情の変化に適切に対応できるよう努め、さらに近隣市町との連携を強化し、広域課題に取り組み、播磨圏域の活性化や魅力を高めるよう広域行政を推進します。

第3章

将来人口の見通しと財政運営の基本的方向

1 人口

① 人口の将来見通し

第1次総合計画の将来人口フレームでは、目標年次2016年（平成28年）の見通し人口を83,000人と想定していましたが、2015年の住民基本台帳の人口は79,072人と約4,000人下回っている状況です。

今後、全国的に人口減少、少子高齢化傾向にある中、本市の人口についても減少していくことが予想されるとともに、2022年（平成34年）には高齢率が30%を超える見通しとなっています。

		住民基本台帳		2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2022年 (平成34年)	2027年 (平成39年)
		2010年	2015年				
総人口(人)		81,405	79,072	78,609	78,147	75,994	73,946
年齢別人口	0～14歳	11,405 (14.0%)	10,533 (13.3%)	10,384 (13.2%)	10,235 (13.1%)	9,665 (12.7%)	9,435 (12.8%)
	15～64歳	51,198 (62.9%)	46,986 (59.4%)	46,376 (59.0%)	45,766 (58.6%)	43,233 (56.9%)	41,486 (56.1%)
	65歳以上	18,802 (23.1%)	21,553 (27.3%)	21,850 (27.8%)	22,146 (28.3%)	23,096 (30.4%)	23,025 (31.1%)
世帯数		26,779	28,280	28,597	28,914	30,534	30,868
1世帯当たり人員		3.04	2.80	2.75	2.70	2.49	2.40

② 人口減少の要因分析

平成27年度に策定した「たつの市人口ビジョン」において、現在の人口減少の傾向について分析しており、その要因として、「転出超過が続く社会減と、少子・多死社会における自然減の加速の両面が進行」していることが挙げられます。

社会減の要因として、若年層の流出は規模が縮小しており、ファミリー層の転入減少が本市における大きな要因となっています。一方で少子化の要因として、晩婚化による初産年齢の上昇、核家族化による祖父母からの子育て支援を受けづらい状況がうかがえます。

③ 人口フレーム設定の考え方

人口減少の要因を分析した上で、「たつの市人口ビジョン」では、人口の将来展望を設定しており、人口対策として「たつの市総合戦略」で定めた取り組みと整合を図りながら、本計画においても、これに準じた人口フレームを想定します。

④ 将来展望人口

「たつの市総合戦略」に基づく、定住・転入促進、転出抑制などの社会増対策、子育て支援や結婚支援等の自然増対策を図ることで、人口の減少抑制を図ります。

なお、将来展望人口の想定条件は次のとおりです。

基準人口：2010年-2015年の住民基本台帳人口（人口ビジョン策定時の直近5か年）

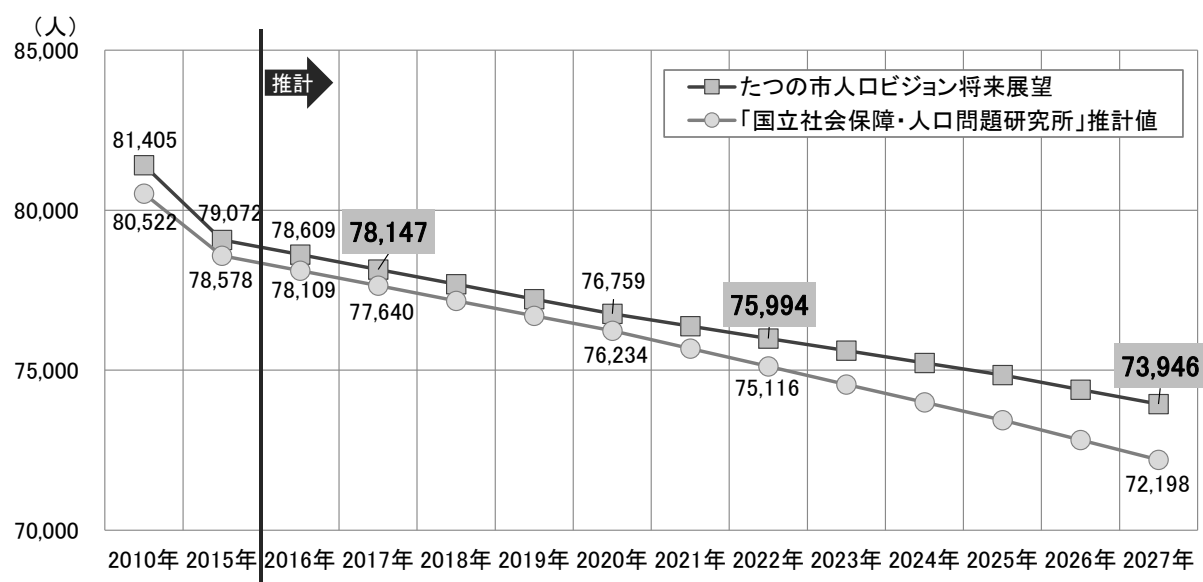
生存率：2010年-2015年の住民基本台帳及び人口移動調査各歳別報告書から算出

合計特殊出生率：「2040年に2.07」に向けて段階的に上昇。

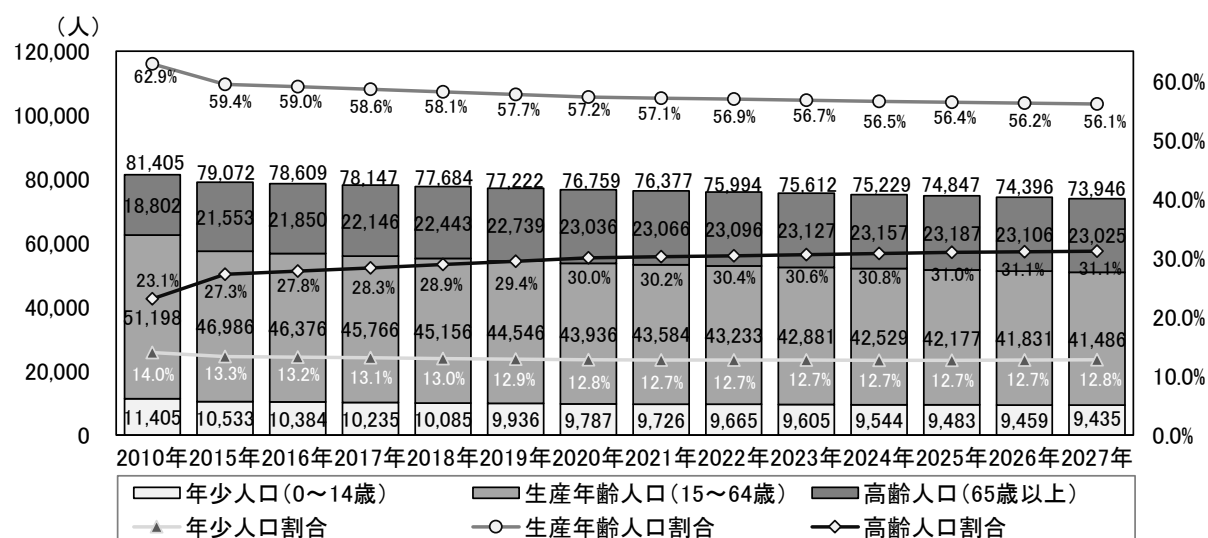
移動率：2010年-2015年の住民基本台帳及び人口移動調査各歳別報告書から算出した数値に基づき、2021年以降、転出超過層の移動率を0.5倍として設定。

※上記に加え、県の社会増対策による加算を追加しています。

■総人口の将来推計



■年齢3区别人口の将来推計



第2次たつの市総合計画における人口フレーム

第2次たつの市総合計画では、企業誘致や起業家の育成、既存企業への支援強化等による雇用の創出、安心して子育てできる経済的安定の確保と子育て・教育環境の充実をはじめ、本市の魅力の効果的なPRなど、定住化を促進する施策を展開し、2027年（平成39年）の将来人口フレームを**74,000人**と設定します。

2 財政

本市の財政状況は、合併以降、行財政改革に取り組む一方、普通交付税の合併算定替の特例を受け、新市建設計画による普通建設事業を年度間バランスに配慮して推進した結果、概ね財政指標は適正な数値で推移しています。

このような状況の下、国においては、平成28年度から平成32年度を対象とした「経済・財政再生計画（平成27年度閣議決定「骨太方針2015」）」において、人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、国・地方ともに歳出増加を前提とせず、徹底的な抑制や債務の圧縮に取り組む必要があるとし、頑張る地方を支援できるよう地域の活性化、歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革、人口減少対策等の取り組みの成果を一層反映させる観点から地方財政制度の改革をするとしています。

そこで本市としては、当該計画に示された「※見える化」「※ワイズ・スペンディング」という考え方を踏まえ、効率的な人員配置や公共施設等の再編等、行財政改革を積極的に進めていくとともに、毎年度見直しを行う実施計画や予算編成の中で、事業の平準化、選択と集中及び優先順位による施策の実施を行い、健全化判断比率や資金不足比率並びに統一的基準による地方公会計による財務書類に基づく財政指標を踏まえ健全な財政運営に努めます。

※見える化とは

「①関係主体・地域間で比較できて差異が分かる、②行政の運営改善や成果の有無・程度が分かる、③改革への問題の所在が分かる。改革への国民の理解、納得感を広げる」ことをいう。

※ワイズ・スペンディングとは

「政策効果が高く必要な歳出に重点化、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた思慮深い配分、大きな構造変化の中で経済と財政を大きく立て直すという積極的な発想」のことをいう。

第4章 土地利用の基本構想

1 土地利用

土地は「住む、働く、学ぶ、憩う」といった市民生活の最も基礎的な社会基盤であるとともに、地域の発展に深く関係する大切な資源です。

土地利用に当たっては、以下の6つの方針を定め、豊かな自然や田園環境、歴史・文化の保全・活用に努めるとともに、まちの機能の既存ストックを活用しながら都市機能や生活利便施設を集積させたコンパクトシティの実現を図り、本市の魅力を発信しながら快適な生活ができる土地利用を進めます。

基本方針

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 地域の特性にあった土地利用の推進 | ④ 安心して暮らせる居住環境の創出 |
| ② 都市施設の適正な配置 | ⑤ 豊かな田園環境の保全と活用 |
| ③ 土地利用の規制及び誘導体制の充実 | ⑥ 自然環境の保全と活用 |

2 都市構造

本市は1市3町が合併したまちであり、それぞれの地域が1つの都市として成立する都市機能を有しています。土地利用に当たっては、今後もその機能を保ち、かつ、充実させつつ連携を図ることが望ましいと考えます。

そのため、各地域の中心部に都市機能や生活利便施設を集積させ、その周辺に住宅地を誘導するコンパクトな市街地の形成を図ります。

また、最も公共施設や商業施設の集積度の高い龍野地域の都市交流拠点を「中心核」と定め、各地域の都市交流拠点や新都市交流拠点、流通業務拠点を「地域核」とし、道路や公共交通機関、情報等のネットワークで有機的に連結する多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指します。

◇各地域の都市拠点

地域	核	拠点	位置
龍野地域	中心核	都市交流拠点	J R本竜野駅及び市役所周辺市街地
	地域核	流通業務拠点	山陽自動車道龍野西I.C周辺市街地
新宮地域	地域核	都市交流拠点	J R播磨新宮駅周辺市街地
	地域核	新都市交流拠点	播磨科学公園都市
揖保川地域	地域核	都市交流拠点	J R竜野駅周辺市街地
御津地域	地域核	都市交流拠点	御津総合支所周辺市街地

◇拠点

多様な都市的機能を集積した魅力と活力ある拠点づくりを目指します。	
都市交流拠点	各地域の市街地を都市交流拠点と位置づけ、商業・業務、教育文化、行政機能などの多様な施設の集積や駅周辺の整備をはじめ、道路、公園、河川などの都市基盤整備を推進し、良好な居住環境の形成を図るとともに、魅力と活力ある拠点づくりを目指します。
新都市交流拠点	播磨科学公園都市を新都市交流拠点と位置づけ、優れた先端科学技術、医療・健康福祉施設や快適な居住環境を備え、余暇、文化など産・学・住・遊の各機能が一体的に整備された国際的都市の形成を目指します。
流通業務拠点	山陽自動車道龍野西Ｉ．Ｃ周辺を流通業務拠点と位置づけ、交通の利便性を生かした流通業務施設の集積や高次生産施設の立地促進を図るとともに、環境に配慮した住職近接の個性豊かで魅力ある居住環境の形成を目指します。

◇軸

各地域の拠点を公共交通機関などのネットワークで有機的に結び、人・モノ・情報・文化の多様な交流を目指します。	
揖龍南北軸	各拠点を連結する軸
播磨軸	山陽軸と連携して、播磨科学公園都市及び臨海地域を結ぶ軸
山陽軸	阪神圏と結ぶ広域連携軸
新都市姫路軸	播磨科学公園都市、新宮地域の市街地と姫路都市圏とを結ぶ軸
臨海軸	御津地域の市街地と阪神圏を連携する軸

◇ゾーン

拠点における魅力的な市街地の形成や自然環境などの地域の特色を生かした適正かつ効率的な土地利用を目指します。	
商業・住宅地ゾーン	市街地における商業地、流通業務地、住宅地等を商業・市街地ゾーンと位置づけ、適正な土地利用の誘導により良好な都市環境の形成を目指します。
工業地ゾーン	工業地、学術研究地等を工業地ゾーンと位置づけ、産業活性化及び工業地の集積、雇用促進を図るとともに、周辺環境との調和を図りつつ、活力ある工業地の形成を目指します。
公園・レクリエーションゾーン	観光資源として活用を図るべき公園、河川敷公園など特色ある公園を公園・レクリエーションゾーンと位置づけ、市民が憩い親しみ、活用できる場の形成を目指します。
田園ゾーン	平野部に広がる農地や農村集落を田園ゾーンと位置づけ、農業生産の基盤づくりなどの農水産業振興を進めるとともに、良好な田園環境の形成を目指します。
森林ゾーン	市域の多くを占める緑豊かな山地部を森林ゾーンと位置づけ、水源かん養や災害防止、大気の浄化など、緑の保全を図るとともに、市民の健康づくりとレクリエーションの場の創出を図ります。

水辺ゾーン	本市の中心部を南北に流れる揖保川、林田川とその周辺を水辺ゾーンと位置づけ、水源かん養と水質の保全に努めるとともに、広大な河川敷に潤いと安らぎのある水辺空間の創出を図ります。
瀬戸内ゾーン	瀬戸内海岸の自然豊かな観光資源が集まる地域を瀬戸内ゾーンと位置づけ、自然環境や歴史、文化を保全するとともに、観光資源としての適正な活用により、観光客の増加、地域の活性化を目指します。

◇水と緑の軸

自然環境を保全し整備するとともに、地域資源としての活用を図り、河川及び緑地のネットワークの形成を目指します。	
水と緑のネットワーク軸	河川軸 揖保川、林田川、栗栖川 海辺軸 瀬戸内海

◇都市活性化軸

ＪＲ本竜野駅周辺から市役所周辺、山陽自動車道龍野ＩＣ周辺に至る幹線沿道や市街地、商業業務施設が集積する地域を本市の中心核として都市機能の集積と活性化を目指し、『都市活性化軸』と位置づけます。道路整備や都市景観の形成など都市機能の強化を図るとともに、にぎわいのある中心市街地づくりを目指します。	
ゾーン名	都市活性化軸の形成内容
ＪＲ本竜野駅周辺にぎわいゾーン	市の玄関口にふさわしいにぎわいのある駅周辺の整備及び交通結節点の形成を図ります。
観光スポット誘導ゾーン（観光客歩行ルート）	ＪＲ本竜野駅から城下町（観光スポット）へと観光客（歩行者等）を誘導する歩行ルートの形成を図ります。
伝統産業融合ゾーン	伝統的地場産業（醤油工場）の建築物と古き良き町並みが融合した特色ある景観を創出します。
商業・業務施設集積ゾーン	①集積型：商業・業務施設の中心地として大規模な店舗、商店街等の立地、誘導を図ります。 ②沿道型：商業・業務施設の沿道集積を図ります。
沿道型商業・業務立地誘導ゾーン	沿道型サービス業務施設の立地、誘導のほか、小規模な商業・業務施設の立地を許容する複合住宅地利用を図ります。
公共公益施設ゾーン	市庁舎や警察署、消防署等行政機能の集積、充実を図ります。（防災拠点）
健康福祉ゾーン	はつらつセンターを市の健康・福祉サービスの総合拠点として機能の充実を図ります。
水とのふれあいゾーン	揖保川及び河川敷を利用した広大な公園緑地を安らぎと憩いの空間としての形成を図ります。
歴史的町並みゾーン	風格ある城下町としての歴史的な美しい町並み景観の保存と形成を図ります。

■都市活性化軸のイメージ図



■都市構造図



第5章 施策の大綱

基本目標 **1** 安全・安心なまちづくりへの挑戦 自然を守り だれもが安全に安心して住み続けたいとなるまち

(1) 自然を大切にし、ともに暮らす

(2) 持続可能な社会をつくる

(3) 良質な住環境を整備する

(4) 安全便利な交通環境を整える

(5) 大切な命と地域を守る

基本目標 **2**

やすらぎづくりへの挑戦

子育てにやさしく すべての市民が健やかに暮らせるまち

- (1) 安心して子育てができるまちをつくる
- (2) 高齢者が暮らしやすい環境をつくる
- (3) 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる
- (4) とともに助け合い・支え合うまちをつくる
- (5) 生涯を健やかに過ごせる体制を整える

基本目標 **3**

ひとづくりへの挑戦

学都たつのの輝きと歴史・文化が薫るまち

- (1) 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる
- (2) 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる
- (3) 歴史と文化を活かした個性的で魅力あるまちをつくる
- (4) 互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる

基本目標**4**

にぎわいづくりへの挑戦

新たな地域産業の創出と 観光立市を目指すにぎわいのまち

- (1) 次代へ伝え育む農業を活性化する
- (2) 活気ある水産業を推進する
- (3) 地域資源を活かした観光を推進する
- (4) にぎわいのある商工業を推進する

基本目標 **5** ふるさとづくりへの挑戦
市民や地域と協働し 地域力があふれるまち

(1) まちづくりを進めるための基盤を整える

(2) 多様で活発な交流を促進する

(3) 健全で効率的な自治体運営を推進する

まちづくりの将来像・政策・施策目標関連表

将来像	政策目標	まちのイメージ	施策目標
みんなで創る 快適実感都市「たつの」	安全・安心なまち づくりへの 挑戦	自然を守り だれもが安全に安心 して住み続けたくな るまち	自然を大切にし、ともに暮らす
			持続可能な社会をつくる
			良質な住環境を整備する
			安全便利な交通環境を整える
			大切な命と地域を守る
	やすらぎづくり への 挑戦	子育てにやさしく すべての市民が健や かに暮らせるまち	安心して子育てができるまちをつくる
			高齢者が暮らしやすい環境をつくる
			障害のある人が地域で自立した生活を送 ることができる環境をつくる
			ともに助け合い・支え合うまちをつくる
			生涯を健やかに過ごせる体制を整える
	ひとづくりへの 挑戦	学都たつのの輝きと 歴史・文化が薫るまち	豊かな人間性を育み、創造力あふれる子 どもを育てる
			生涯を通して学び、スポーツに親しめる まちをつくる
			歴史と文化を活かした個性的で魅力ある まちをつくる
			互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつ くる
	にぎわいづくり への 挑戦	新たな地域産業の創 出と 観光立市を目指すに ぎわいのまち	次代へ伝え育む農業を活性化する
			活気ある水産業を推進する
			地域資源を活かした観光を推進する
			にぎわいのある商工業を推進する
	ふるさとづくり への 挑戦	市民や地域と協働し 地域力があふれるま ち	まちづくりを進めるための基盤を整える
			多様で活発な交流を促進する
			健全で効率的な自治体運営を推進する

第6章 総合計画の推進に向けて

総合計画は市の最上位計画であり、5つの基本目標に基づく各分野別の施策については、それぞれ個別計画等を策定し、具体的な事業を推進しながら、適宜見直し、改善を図っていきます。

また、まちづくりや行政運営全般にわたる計画や指針については、総合計画との整合を図る観点から、基本計画に位置付け、適切な進行管理を図っていくものとします。

① 第○章 ○○○○への挑戦 ○○○○○まち

② 第○節 ○○○○○○○○○○

③ 施策○ ○○○○○○○○

④ ■ 実施状況と課題

○

○

○

○

⑤ ■ 基本方針

⑥ ■ 施策の内容

(1)□□□□□□

○

担当課:○○○課

(2)□□□□□□

○

担当課:○○○課

(3)□□□□□□

○

担当課:○○○課

⑦ ■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと

⑧ ■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

⑨ ■ 関連する計画

計画名	期間

第1節 安心して子育てができるまちをつくる

施策 16 在宅子育て支援の充実

■ 実施状況と課題

- 子育て家庭の経済的負担の軽減、交流の促進、相談体制の充実をはじめ、子育てきらきらクーポン事業の実施、放課後児童クラブの対象学年の拡大など多岐にわたる支援を実施しています。
- 子どもの貧困や虐待の通報件数、子育てに悩む保護者からの相談件数は増加傾向にあり、一層の支援の充実が求められており、多様化するニーズを的確に把握し、最大限の効果が得られる取り組みを展開していく必要があります。

■ 基本方針

子育て家庭のニーズに沿った支援サービスの充実を図るとともに、子育てを地域で支え合い、子どもがいきいきと育つ、子育てのまちをめざします。

■ 施策の内容

(1) 経済的支援の充実

- 出生祝金や各種手当の支給、チャイルドシート購入費用の助成をはじめ、行政と市内事業者の協力による子育てきらきらクーポン事業等を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

担当課: 子育て支援課

(2) 子育て支援サービスの充実

- 子育て家庭ショートステイ事業など、きめ細かな子育て支援サービスの充実に努めます。

担当課: 子育て支援課

(3) 子育て家庭の交流を促進する事業の充実

- 児童館や子育てつどいの広場において、保護者同士が集まり、交流する場づくりを推進します。
- 子育てサークルの活動を支援することにより、子育てへの不安感や負担感の軽減に努めます。

担当課: 子育て支援課

(4) 相談・指導体制の充実

- 子育て包括支援センターを開設し、電話・窓口での相談体制を整備します。
- 虐待の予防や早期発見・対応を図るため、必要な相談体制の充実や関係機関との連携を強化します。

担当課: 子育て支援課

(5) 情報提供の充実と一元化

○子育てに関する相談・情報提供の窓口を一元化します。

○子育て支援ガイドブックの更など、情報提供の充実に努めます。

担当課: 子育て支援課

(6) 放課後児童クラブの充実

○小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

担当課: 社会教育課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・子どもを愛情と責任を持って育てましょう。 ・子どもと子育て家庭を応援する意識を持ちましょう。	・子どもと子育て家庭を応援するとともに、子育て支援に取り組みましょう。 ・仕事と子育てが両立しやすい環境づくりや、子育て家庭に配慮した職場づくりに努めましょう。

■ まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度
ファミリーサポートセンター活動件数	件	〇〇	〇〇
平成33年度目標値の設定理由			
放課後児童クラブ参加者数	人	〇〇	〇〇
平成33年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市子ども・子育て支援事業計画	H27.4～H32.3

関連する図表・グラフ・写真等を掲載